

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第11回 インドネシア

2023年 1月

インドネシアの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	11
PE課税	12
税務調査および異議申立て・税務訴訟	13
ホットトピック	14

税制概要



- ・インドネシア共和国は34の州、1の特別州、1の首都特別州を有している。インドネシアの政治体制は、大統領制、共和制で、大統領を国家元首としており、議会は国会（DPR）と地方代表議会（DPD）がある。
- ・言語：インドネシア語
- ・通貨：インドネシア・ルピア（IDR）
- ・居住法人：定款に国内にドミサイルがあると記載されている法人、本店・中央管理または財務事務所が国内にある法人、管理活動を行う支配事務所が国内にある法人、取締役会が国内で行われる法人、またはマネジメントメンバーがインドネシア居住である法人
- ・居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- ・日本との租税条約：あり
- ・日本との社保協定：なし
- ・中央政府税務当局の名称：国税総局（Direktorat Jenderal Pajak ; DJP または Directorate General of Tax ; DGT）

法人所得税（Income Tax）

税率（含むキャピタルゲイン）

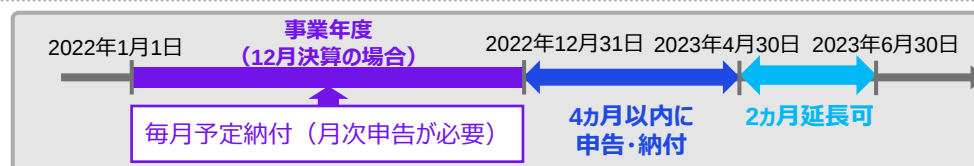
22%（年間の総売上がIDR 500億以下の場合、課税所得のうちIDR 48億までの年間総売上に対応する部分の金額は50%減税）。株式の40%以上を公開している上場企業はさらに3%引下げあり。年間総売上IDR 48億以下の企業は、売上高の0.5%課税

課税年度

暦年（暦年と異なる12ヵ月である会計年度を採用することも可能）

申告納付期限

会計年度末日から4ヵ月以内（確定申告書の提出および納付は2ヵ月の延長可能）



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

印紙税

IDR 10,000の印紙税が課される。

土地建物所有税

土地建物税はインドネシア国内にある土地および建物に対して年次で課される地方税である。課税標準は不動産評価額、税率は0.5%である。不動産評価額は公正市場価格にて決定される。

土地・建物の取引税

土地・建物の所有権の売却等があった場合、売主に対して取引価格の2.5%の源泉分離課税が課される。取引価格の5%の土地建物所有権取得税が購入者に課される。

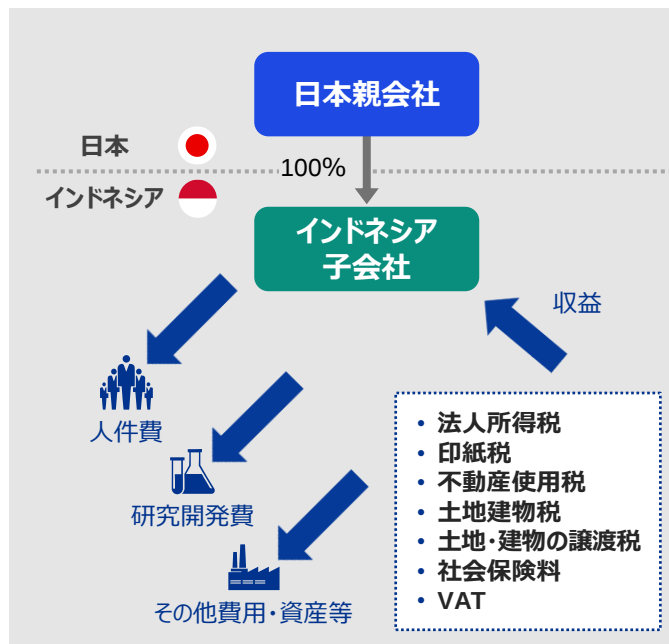
社会保険料 (SJSN)

雇用主は、社会保険システム（Sistem Jaminan Sosial Nasional ; SJSN）の下、給与に対して一定の割合で保険料（BPJS健康保険料とBPJS雇用・年金保険料・失業保険料）を納める義務がある。また、健康管理のためインドネシアに6ヵ月以上滞在している外国人を含むすべてのインドネシア市民に加入させている。

付加価値税 (VAT)

税率は11%である。

事業課税（事業期間中）（1／2）



小規模企業の特例

年間の総売上がIDR 48億未満の小規模企業は、売上の0.5%の法人所得税（最終所得税）が課税される。この場合損失は将来の利益と相殺できない。
この特例は恒久的施設には適用されない。

インドネシア法人所得税

税率	22%（年間の総売上がIDR 500億以下の場合は、課税所得のうちIDR 48億までの総売上に对应する部分の金額は50%減税）
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出。
欠損金	繰越期限 5年間（特定の事業や特定の地域の場合、最長10年間）
	繰戻し 認められない
キャピタルゲイン・ロス	キャピタルゲインは通常の所得と合算して、同じ法人税率で課税される。キャピタルロス、キャピタルゲインと通常の所得に区別がないのと同様、通常の損失に含まれて処理される。
中間納付	毎月、前年実績に基づき予定納付する必要がある。支払うべき税額がない場合を除いて、毎月の納税申告書の提出も必要。
法人所得税債務の時効	課税年度の終了時から5年間（犯罪を伴う場合には無制限）
連結納税制度	なし
税制改正	税制改正の時期は特に決まっていない。



事業課税（事業期間中）（2／2）

課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益

(+) 益金算入項目

(+) 損金不算入項目
例：貸倒引当金

(-) 益金不算入項目
例：インドネシア法人からの配当

(-) 損金算入項目

当期課税所得

(-) 税務上の繰越欠損金

課税所得

(×) 法人所得税率

法人税額

(-) 源泉税額

(-) 中間納付税額

差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則

会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である。

交際費

詳細（日付、場所、氏名、職位等）を確定申告時に提出することを条件に損金算入可能。

ロイヤリティ

損金算入可能（恒久的施設からその本店に支払われるものを除く）。

支払利子

- ・支払利子は原則的に損金に算入できる。しかし、負債資本比率が合理的な限度額を超えている場合、その分の利息については損金不算入とされる可能性がある（過少資本税制） 2021年税務規定調和法により負債資本比率以外の損金不算入要件が追加されるも詳細は未決定
- ・源泉分離課税の対象となる預金のための借入れに係る支払利子、配当免税となる株式の取得のための借入れに係る支払利子は損金不算入となる

準備金および引当金

- ・発生見込みがあるが、未実現の損失に対する準備金および引当金の損金算入は認められていない
- ・一定要件に満たす貸倒損失については損金として認められる

固定資産の償却費

- ・定額法または定率法のいずれかを選択することができる
- ・建物は定額法により償却することが義務付けられている
- ・固定資産は4つのグループに分けられ、それぞれ4年、8年、16年、20年の耐用年数に区分される。建物と無形固定資産は会計上20年以上の耐用年数を用いている場合は税務上も20年以上償却することが可能

受取配当

- ・内国法人が他の内国法人から受領する受取配当については法人税で課税されない
- ・外国法人から受領する配当は、原則課税対象となり、外国税額控除の対象となる（一定期間にインドネシア国内に再投資される等の要件を満たす場合は非課税）

損金不算入の費用

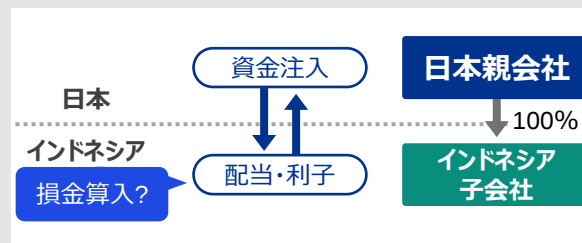
- ・ 特定の業種を除く準備金・引当金の繰入れ



事業課税（資金注入、資金還流時）

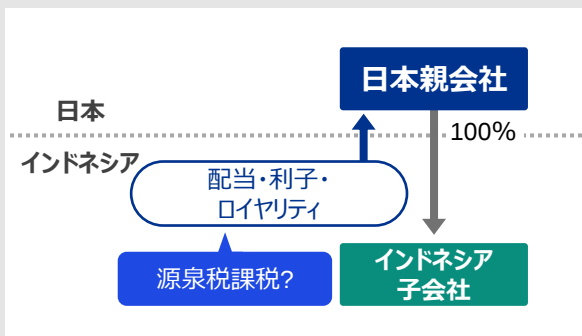
資金注入した場合の留意点

- 負債資本比率が4：1の基準を超える場合、超過借入金に対する利息は、課税所得の計算において損金不算入となる（過少資本税制）
- 負債資本比率は、銀行、金融機関、保険・再保険事業、インフラ産業および最終所得税の対象となる会社（中小企業）には適用されない



利益の送金および関連者取引

- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる
 - 配当：20%
 - 利子：20%（非居住者への債券の支払利息10%）
 - ロイヤリティ：20%
- 日本への支払等については日尼租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）
 - 配当：10%（議決権株式25%以上かつ12ヵ月以上保有の場合）
15%（その他の場合）（日尼租税条約の制限税率）
 - 利子：10%（日尼租税条約の制限税率）
 - ロイヤリティ：10%（日尼租税条約の制限税率）
- 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率20%）の対象となるが、日尼租税条約の適用がある場合には支店利益税率は10%となる



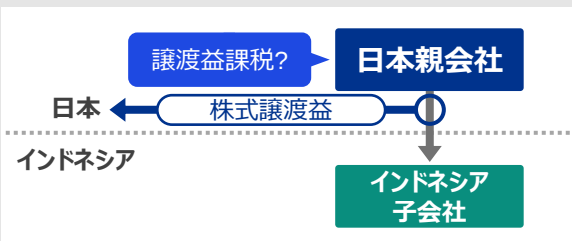


事業課税（撤退時）

撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

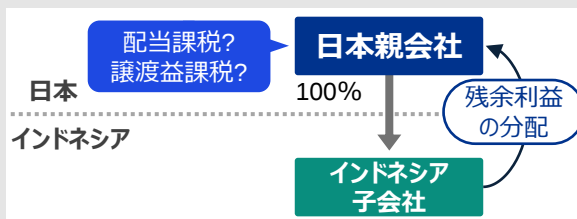
- 未上場のインドネシア子会社の譲渡によるキャピタルゲインは、そのみなし譲渡益（対価の25%）につき、源泉税率20%で課税される（つまり、対価の5%）
- 日尼租税条約により、日本親会社による譲渡の場合、インドネシア不動産化体株式（*）の譲渡を除き、一定の手続きを行うことでインドネシアでこの課税は生じない

（*）MLIに基づき、日本法人の株式譲渡収益に対しては、当該株式の価値の50%超が、その譲渡前365日のいずれかの時点において、インドネシアに所在する不動産によって直接または間接に構成される場合には、インドネシアにおいて課税権がある



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金等の払込資本を除いた部分（留保利益）の分配については、20%の配当源泉税が課される。ただし、配当に係る日尼租税条約の適用関係は前ページ参照



納税要件・課税範囲



			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			全世界所得	インドネシア源泉所得
投資先	居住法人	配当等	支払側の源泉税、受取側の法人税共に非課税。	- 原則20%の源泉税が課される。日尼租税条約により、25%以上の議決権を12ヵ月以上保有する場合10%、それ以外の場合は15%となる - 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率20%）の対象となるが、日尼租税条約の適用がある場合には支店利益税率は10%となる（インドネシア国内に再投資される場合等には課されない）
		株式等の譲渡	譲渡利益 通常の課税所得として課税される。	未上場のインドネシア子会社の譲渡によるキャピタルゲインは、そのみなし譲渡益（対価の25%）につき、源泉税率20%で課税される（つまり、対価の5%）日尼租税条約により、日本親会社による譲渡の場合、一定の手続きを行うことでインドネシアでこの課税は生じない。
			譲渡損失 控除可能である。	
	非居住法人	配当等	通常の課税所得として課税される。	
		株式等の譲渡	譲渡利益 原則通常の課税所得として課税されるが、一定期間内にインドネシア国内に再投資される等の要件を満たす場合は非課税	
			譲渡損失 控除不可能である。	
国外支店の所得の取扱い			通常の課税所得として課税される。	
CFC税制			インドネシアに上場していない外国法人で、インドネシア居住法人株主が単独あるいはグループで50%以上保有している場合に当該外国法人はCFCに該当する。課税対象となる所得（みなし配当所得・利息・賃貸収入・ロイヤリティ・キャピタルゲインなどである。	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払い にかかる源泉税	配当：0% 利子：15% ロイヤリティ：15% 不動産賃貸：10% その他賃貸料、専門家・サービス報酬：2%
従業員の雇用 にかかる税務等	社会保険（SJSN） 雇用主は社会保障掛金を支払わなければならない（料率は2022年度の場合）。 ・ 年金：給与の2%（給与の計算基準はIDR 907万7千600／月を限度とする） ・ 労災保険：給与の0.24～1.74% ・ 死亡保険：給与の0.3% ・ 老齢貯蓄：給与の3.7% ・ 健康保険：給与の4%（給与の計算基準はIDR 120万／月を限度とする） ・ 失業保険：労災保険と死亡保険から一部充当され、実質的には雇用者の負担はない
付加価値税（VAT）	課税対象 インドネシアで課税事業者によって提供された物品およびサービスならびに物品、無形資産・サービスの輸入。 税率 標準税率は11%である。 物品および一定のサービスの輸出には0%税率が適用される。 課税期間 毎月 インボイスの有無 VATのためのインボイスの発行が必要。 申告期限および納付期限 毎月申告書の提出および納付が必要
印紙税	IDR 1万の印紙税が課される。
デジタル課税	非居住者のデジタル事業に関するOffshore VAT。 次のいずれかに該当する課税対象取引を行う企業は、VAT Collectorとして当該課税対象取引について11%の税率のデジタルVATをインドネシアの顧客から徴収しなければならない。 - インドネシアにおける取引金額：ID 6億／年 あるいは IDR 5千万／月 - インドネシアにおける利用者数：12,000名／年 あるいは 1,000名／月

法人課税にかかる各種優遇税制措置



項目	対象企業	優遇措置内容
パイオニア産業 (MoF Regulation No. 130/PMK.010/2020)	一定の条件（指定業種への新規投資、財務大臣認定の取得）を満たすパイオニア産業企業	- 投下資本に応じて5年から20年の法人所得税を50%または100%減額される - 免税期間の終了後、2年間にわたり法人所得税の25%または50%の減税措置が与えられる
投資減税 (MoF Regulation No. 96/PMK.010/2020 and Government Regulation 78/2019)	特定の事業分野および地域へ投資する企業（対象分野は産業分類コードKBLIベースで、全国統一が166産業、特定地域限定が17産業）	- 投資額の30%までを年5%ずつ、課税所得の控除（6年間） - 有形固定資産および無形固定資産の加速償却（通常の2分の1に短縮） - 外国への配当の源泉税率10%またはそれ以下の租税協定による軽減税率の適用 - 一定の条件を満たす場合、欠損金の繰越期間の最大10年までの延長
特定地域内に所在する企業 (Decision of the DGT KEP-229/PJ./2001)	生産活動に直接関連する資本財、原材料、その他設備を輸入する特定地域内に所在する企業	- VATおよび輸入関税の免除 - 建物等の有形固定資産および無形固定資産の加速償却 - 欠損金の繰越期間の10年への延長 等
製造品の輸出に従事する企業 (MOF Decree 855/KMK.01/1993 of 23 October 1993 and MoF Decrees 43/KMK.01/1996)	製造品の輸出に従事する企業	輸出品の加工のための原材料、部品、その他の輸入品に関して輸入関税、物品税、VAT、高級品の販売税および源泉所得税の免除対象となる

企業進出形態の比較



メリット	デメリット
子会社 (現地法人) ・ 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、インドネシアでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接インドネシアで裁判の当事者とされることは基本的にはない ・ 日本の親会社がインドネシア税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、インドネシアにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む	・ 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる ・ 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店 ・ 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる ・ 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、インドネシアの課税所得から控除できる ・ (銀行等、一部の業種を除いて支店形態による進出は認められておらず選択できる業種は限定的)	・ 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、インドネシアの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる ・ 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある ・ (銀行等、一部の業種を除いて支店形態による進出は認められておらず選択できる業種は限定的)
駐在員 事務所 ・ 駐在員事務所設立にあたっては、その活動が準備・補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない ・ 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる	・ 投資調整庁 (BKPM) の承認が必要である ・ インドネシアでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる ・ 実際にインドネシア国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設 (PE) と認定されると、インドネシアで法人税が発生する
出張 ベース ・ 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	・ インドネシア進出の規模は相当程度限定される ・ 出張者のインドネシアでの活動によっては、日本本社がインドネシアにおいてPEを有していると認定される可能性がある



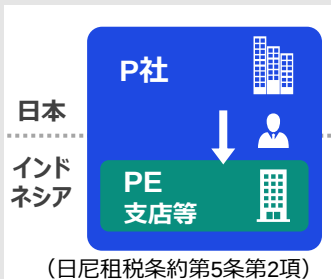
PE課税 - PEの種類

PEの種類

インドネシアのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥農場または栽培場
- ⑦鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



2 代理人PE

- 外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を用いている場合のその代理人
- ①常習代理人
 - ②在庫保有代理人
 - ③保険代理人



3 建設PE

- 6か月を超える期間存続する建築工事現場または建設もしくは据付工事



4 サービスPE

- 単一の事業または複数の関連事業について1課税年度において合計6か月を超える期間の使用人その他の職員による役務提供活動（コンサルタントの役務の提供または建築、建設若しくは据付工事に関連する監督の役務の提供）



MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、インドネシアについて2020年8月1日に発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読替えおよび追加が行われている。

- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的でないため）
- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続きおよびプロセス

異議申立てから
終結までの
平均的な期間

4~6年

税務申告書の提出

遡及期間 原則5年

税務調査

査定書の発行から3ヵ月以内

税務署に対して
異議の申立て

※ 納税者は査定額を
納付しないで異議
の申立てを行うこと
を選択できる。しか
し、異議申立てが
否認されると30%
の罰金、裁判で敗
訴した場合には
60%の罰金が課せ
られる。

異議申立書受領日より12ヵ月以内

決定書 (Decision
Letter) の発行

決定書の発行から3ヵ月以内

訴状受領後
12ヵ月以内に審判

税務裁判所に提訴

判決後3ヵ月以内に上告

最高裁判所への上告

異議の申立て前に
査定額を支払えば、
罰金は課されない。

当局の執行体制

税務当局の名称：Directorate General of Taxes (DJP)
税務調査官：約45,000人（国税総局は局長（Director General Tax）によって率いられている）

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象となり得るトリガーとして、還付申請、赤字企業、税務時効直前が多く、また租税回避手段についての第三者による税務当局への通知も税務調査の原因となる
- ② 税務調査の流れは、おおよそ次のとおり
調査開始通知の受領ののち、税務署で初回ミーティング（取締役要出席）を経て、調査資料の提出／質疑応答を行う。終結前の調査の総括として当局より調査指摘事項（SPHP）の確認と反論を経て、最終検討会議を行い、査定書（SKP）が当局から発行される
- ③ 時効は5年間である（犯罪を伴う場合は延長される）

紛争解決手続き

- ① 税務署より査定書（SKP）を受領し、発行日より1ヵ月以内に更生額全額を納付する（異議申立てをする場合であっても必要※）
- ② 査定書発行日より3ヵ月以内に税務署に対して異議申立てを行う
- ③ 異議申立書の受領日より12ヵ月以内に税務署は決定書（Decision Letter）を発行する
- ④ 異議申立てにつき税務署が否認した場合、3ヵ月以内に税務裁判所に提訴することができる
- ⑤ 裁判所は訴状を受領後、12ヵ月以内に審判を行う
- ⑥ 納税者または税務当局は、判決後3ヵ月以内に最高裁判所への上告を行うことができる



ホットピック（税務調査の論点も含む）（1／3）

01

移転価格の税務調査

論点：インドネシアでは法人税が還付ポジションとなった場合税務調査が行われる。法人税の税務調査では移転価格問題が最大の焦点となるケースが多く、場合によっては極めて強引な追徴を要求されるリスクがある。

対応策：税務調査で移転価格文書の提出を求められることに備えて、法令に準拠した確固たる移転価格文書を準備する。また最近では移転価格文書をいつ作成を終えたか質問を受けるケースが増加している。規定どおり期末から4ヵ月以内に作成を終えるよう早めに準備することが望ましい。

02

税務調査の実態

論点：各税務局内で税収目標が定められており、それをクリアするために根拠が希薄で強引な税務施行が散見されている。それに対応すべく日系企業等は時間とコストをかけながら税務裁判まで持ち込み勝訴する例が最近では多くみられる。

対応策：税務調査のトリガーとなり得る還付ポジションにならないようタックスプランニングに留意する。また、税務調査における指摘に対して反論できるよう日頃から根拠資料を整え税務リスクをマネージすることが重要である。

03

再上告

論点：インドネシア税務当局は、最高裁の判決が、類似の案件の判決と矛盾している場合には、2度目の上告が可能との法律解釈を最近になって採用している。このため、税務訴訟のさらなる長期化が懸念される。

対応策：裁判で対抗し得る新事実があるか検討する。

04

ロイヤリティの否認

論点：税務調査でロイヤリティの実在性またはロイヤリティ率に対して指摘される事例が多くみられる。

対応策：ロイヤリティ率を設定する際に専門家と共に適切なロイヤリティ率を分析して設定すること、移転価格文書においてロイヤリティの基となる無形固定資産の実在を示しながらロイヤリティ率の合理性に対する根拠を明記し反論根拠となるようしっかり移転価格文書を作り込むことが望ましい。

ホットピック（税務調査の論点も含む）（2／3）



05

駐在員事務所の活動内容

論点：インドネシア税務当局が、駐在員事務所の活動、すなわち準備的または補助的活動以外の事業活動の有無に関する調査を活発にしている。これにより10人以上の従業員を雇用している駐在員事務所がインドネシアの顧客に対して価格や契約条件の決定を行っていることを指摘した。

対応策：常に駐在員事務所の活動の範囲について、日尼租税条約第5条（恒久的施設）に規定されている準備的または補助的な活動の条件から逸脱していないか確認することが必要である。

06

持株会社の実体

論点：インドネシア税務当局は、最終的な親会社と異なる国・地域に設立された持株会社がインドネシアから得る所得に係る受益権の有無の調査をすることがある。租税条約の適用のための要件を充足している場合（例：Form DGTの提出）でも同様である。

対応策：間接投資の選択を含め事前の十分な検討をする。

07

自動的情報交換制度の影響

論点：インドネシアの個人所得税申告では、所得に加えて保有する資産・負債の情報を開示する義務がある。最近、インドネシア税務当局は情報交換協定を用いて外国人駐在員の国外資産の情報を得て未申告資産を指摘する例が増加している。未申告資産を指摘された場合、潜在的には、未申告所得として課税される可能性が残る。

対応策：全世界の資産・負債を開示し、その資産から派生する所得（利子、配当、譲渡益等）を含む全世界所得で申告することが望ましい。

08

二次調整

論点：税務調査において移転価格等の問題から納税者の主張が否認されて法人税額が調整される場合、調整前と調整後の法人税の差が配当とみなされて源泉税が課税される事例が増加している。

対応策：移転価格等の指摘に反論し、法人税の課税調整を避けられれば二次調整も自動的に無くなる。まずは移転価格等の法人税の指摘に対して適切に反論することが重要である。

ホットピック（税務調査の論点も含む）（3／3）



09

現物支給の課税方法の改定

論点：従来、アパート家賃やレンタカー等の現物支給について、個人所得税では非課税とし、法人税で損金不算入することで実質法人税の課税としていた。しかし税務規定調和法により2022年度から現物支給は個人所得税の課税とし、法人税では損金算入できるようになった。

対応策：インドネシア法人からの現物支給は21条源泉所得税として2022年1月分から源泉徴収の対象となる。日本本社からの現物支給で、インドネシア法人が源泉徴収していない場合は2022年度個人所得税として申告することになる。特にインドネシア法人からの現物支給は源泉所得税の対象として税金を徴収し申告しているか社内を確認し、申告漏れがないように注意が必要である。

インドネシアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

インドネシアにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	18
LF／MFの概要	19
国別報告書の概要	20
インドネシアにおける特有の事項およびホットトピック	
MF作成時の留意事項	21
最近の移転価格調査におけるトピック	22
インドネシアの課税事例	24

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	PER 32（関連者間取引において独立企業間原則の適用を示す移転価格ルール）：2011年11月11日 PMK-213（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書に係る規則）：2016年12月30日	
2. 関連者の定義	① 25%以上の資本の直接または間接的保有関係にある納税者、25%以上の資本関係を同一法人により保有される納税者、および、相互に所有関係にある納税者 ② 直接または間接的支配関係にある納税者、および、直接または間接に同一支配下にある納税者 ③ 血縁または婚姻関係を通じて一親等以内の近親者とみなされるもの （インドネシア所得税法18-4）	
3. 移転価格調査の時効	5年	
4. 独立企業間価格の算定方法	OECD移転価格ガイドラインに準拠し、以下の移転価格算定方法が適用される ① CUP法 ② RP法 ③ CP法 ④ PS法 ⑤ TNMM	
5. APA／MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 有り 日本-インドネシア間の相互協議は通常年2回程度実施される（難航する事案が多い）

LF／MFの概要



ローカルファイル（LF）の概要	
1. 作成義務対象者	以下いずれか1つの要件を満たす納税者 ・ 納税者の総収入がIDR 500億超 ・ 有形資産取引金額IDR 200億超 ・ 役務提供、ロイヤリティ、利子、無形資産、およびその他の取引における取引金額がIDR 50億超 ・ インドネシアにおける所得税率を下回る所得税率国に所在する関連者との取引に従事
2. 作成期限	会計年度終了後4ヵ月以内
3. 提出期限	当局から要請された場合
4. 作成言語	インドネシア語
5. 罰則	マスターファイルやローカルファイルを期限内に提出しない場合、マスターファイルやローカルファイルを考慮せずに関連者間取引の評価が行われ、財務省が発行する変動金利に基づき、最大12ヵ月（最大約50%）の未納金に対する利子ペナルティを課される可能性がある。なお、マスターファイルまたはローカルファイルを要求に応じて全く提供しない場合、移転価格調整時に支払うべき追加税額の50%のペナルティが課される。
マスターファイル（MF）の概要	
1. 作成義務対象者	ローカルファイルと同様
2. 作成／提出期限	ローカルファイルと同様

国別報告書の概要



国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリングの場合のみ）

1. 作成義務対象者	連結売上高がEUR750億以上の最終親事業体に属するインドネシア法人、または最終親事業体がある所在地において国別報告書の提出義務を負っている場合のインドネシア法人。ただし、最終親会社が当該国／管轄地域において国別報告書を提出し、自動交換条約に基づきインドネシア政府が国別報告書を入手可能であれば、インドネシアでの国別報告書の提出は免除される （PER 29/PJ 2017（DGT Regulation No. 29 Year 2017）、Article 3（1）d）
2. 提出期限／作成期限	会計年度終了から12ヵ月以内 （PER 29/PJ 2017（DGT Regulation No. 29 Year 2017）、Article 3（5））
3. 罰則	国別報告書を提出していない、または国別報告書を提出した証憑を提出していない場合、IDR 1百万の罰金 （国税総則法Article 7, paragraph（1））
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	会計年度終了から12ヵ月以内に通知 （PER 29/PJ 2017（DGT Regulation No. 29 Year 2017）、Article 4（1））

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

MF作成時の留意事項



作成対象者	MF／LFともに作成対象者を定める基準は同じであり、金額基準に加えて、インドネシアの現行法人税率よりも低い法人税率の国／地域に所在する関連者と取引を行っている場合は金額を問わず（少額であっても関連者間取引があれば）すべての取引が記載対象となる。 → 日本では作成対象とならなくてもインドネシアのコンプライアンス目的でMFを作成する必要がある可能性がある
作成／提出期限	MF／LFともに、会計年度末から4ヵ月以内に準備する必要がある。 → MFは日本より作成期限が早い （提出は税務当局が求めた場合のみであるが、税務調査だけでなく事前調査においてもMF／LFの提出が求められることがある）
言語	インドネシア語での提出が求められる。 → 翻訳が必要
内容	LFには国内関連者との取引についても記載する必要がある。

最近の移転価格調査におけるトピック（1／2）



税務調査のトリガー

法人税申告において、中間納付の還付なども含めて、還付申告を行うと調査の契機となる
また、TAX IDの取消の際にも税務調査が必須となる

事前調査

税務調査を実施する部門とは別の、税務申告のコンプライアンス状況をモニタリングする部門の税務局員が実施する事前調査が存在する

税務調査と同様、税務局側が独自の判断で法人税の損金を否認する等、納付不足を指摘する書面を発行し、納税者はそれに対して反論するための説明や追加の資料の提出を行う

反論が認められない場合は税務局は納税者に適切な税務申告・納税を促し、納税者が拒否する場合には正式に税務調査が実施される

狙われやすい業界

製品を輸入する製造会社・販売会社

→輸入時に税金を前払いする必要があるため、税金の還付を要求され、強制的な税務調査が行われる可能性が高い

狙われやすい取引

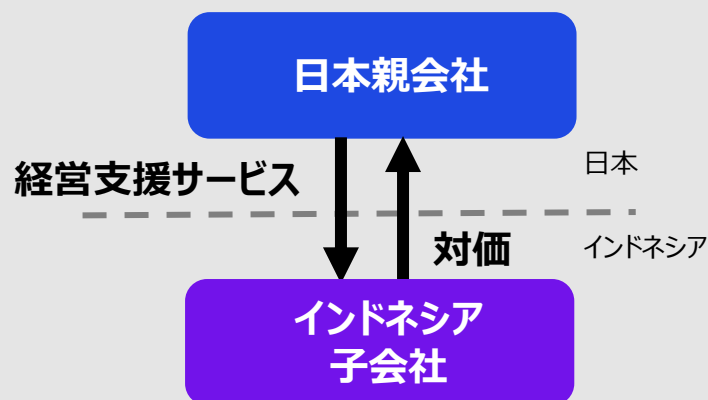
役務提供、ロイヤリティ取引の実態については争われることが多い

最近の移転価格調査におけるトピック（2／2）



マネジメントサービスの対価について損金否認が想定されるケース

事例



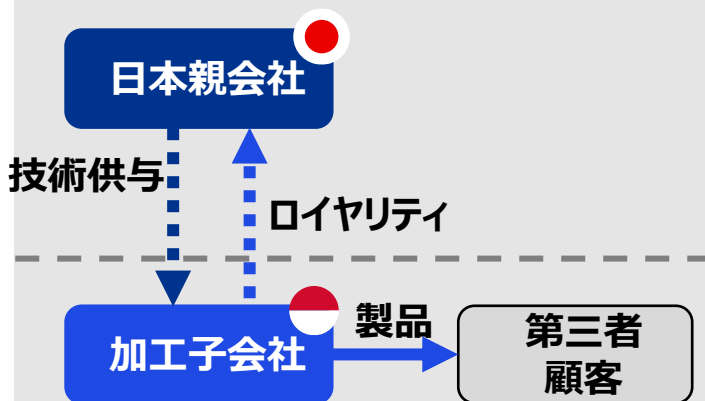
課税内容

- 日本親会社はインドネシア子会社に対して経営支援サービスを行っている
- 経営支援の一環として日本親会社からの出張者によるアドバイス等も行われている
- 子会社は当該サービスに対して対価を支払っている
- 当該サービスについて、インドネシア課税当局より、サービスの「実態や経済便益がない」との指摘を受け、対価の損金算入が否認された

企業の留意点

- 親会社から実際にサービスを受けた実態や、サービスの必要性・経済便益性について説明をできるよう資料を準備しておく必要がある（例えば、出張中の会議の議事録や、アドバイスをを行った事項等を書面で残しておく。）
- そのほかにもロイヤリティの支払等、モノを伴わない取引についてはインドネシア当局から実態がないという指摘を受ける可能性が高いため、対価の支払について合理的な説明ができるよう準備が必要となる

インドネシアの課税事例（ロイヤリティ料率）



取引の概要：

- ・日本親会社はインドネシア子会社に対し、技術供与を行い、それに対するロイヤリティを得ている
- ・インドネシア子会社の機能は一部の加工等である

①課税の状況・背景

- ・ インドネシア子会社の利益率はOM数%程度
- ・ インドネシア当局から、すべての製品に対して技術を使用しているわけではないから、ロイヤリティ料率のうち3%を超える部分について課税を受けた

②対応状況

- ・ 納税者は、インドネシア当局に対し不服申し立てを行い、法的根拠に基づいた一貫した主張を展開し、最終的に最高裁判所で係争し、納税者側の主張が認められた

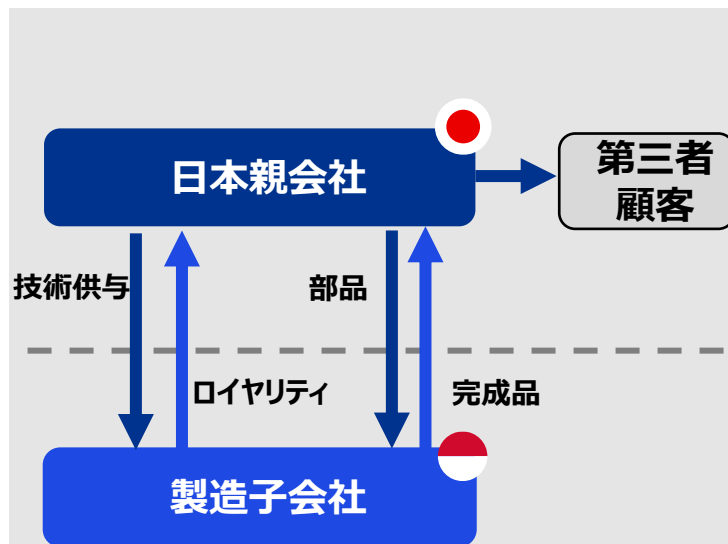
③その他

- ・ 税務調査が製品や使用する技術の詳細な内容まで及び、対応が煩雑であった
- ・ 一回の税務調査への対応について裁判まで行う場合、短くとも3年程度を要した

企業の留意点

- ・ 一般にインドネシアでは積極的な課税が行われるが、不服申し立て等の救済手続きにおいて解決するケースも存在する。課税を受けた場合には、当該救済手続きを活用し、改めて抗弁することで課税問題の解決を図ることも一案である
- ・ 上級裁判所であれば、移転価格上の精緻な議論にも応じる場合もある

インドネシアの課税事例（ロイヤリティの実態）



①取引の概要

- 日本親会社はインドネシア子会社に対して技術供与を行っている
- インドネシア子会社は当該技術供与に対してロイヤリティを支払っている
- 日本親会社はインドネシア子会社に部品を供給しており、インドネシア子会社が当該部品を基に製造した完成品を買い戻している

②課税の状況

- インドネシア当局は、完成品の買戻し取引があるにも関わらず、別途ロイヤリティを徴収している部分については、実態がないとしてロイヤリティの支払を否認した

③対応状況

- 納税者は、インドネシアでは積極的な課税が行われるものの、近年不服申し立てにおいて調査段階の結論が覆されるケースもあることから、不服申し立てを行っている
- 無形資産取引は形のない取引であるため、一貫した主張ができるよう、当該取引の内容について整理の上文書化している

企業の留意点

- 製品の買戻し取引とロイヤリティ取引が別で存在する場合、買戻し取引に含めてロイヤリティを徴収すべきとして課税がおこなわれるケースもあるため、技術供与に関する対価の回収方法については実態に応じた検討が必要である
- 一般に、インドネシアでは積極的な課税が行われるが、不服申し立て等の救済手続きにおいて解決するケースも存在する。課税を受けた場合には、当該救済手続きを活用し、無形資産取引の実態について改めて抗弁を行っていくことで課税問題の解決を図ることも一案である

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.